

【別冊 5】

令和 4 年登米市議会定例会
6 月定期議会 資料

発議第 2 号関係

令和 4 年 6 月 15 日

【発議第2号関係】

市長の専決処分事項の指定について 新旧対照表

改正案	現 行
<p>1 1件100万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に規定する保険金額）以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。</p> <p>2 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要があるが生じ、かつ、市がその条例の改正を行うに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例の改正を行うこと。</p> <p>3 会計年度末における日切れ扱いの地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。</p> <p>4 会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金等の特定財源及び基金積立金等の増減に関する歳入歳出予算の補正並びに議決済みの地方債及び繰越明許費の補正を行うこと。</p> <p>5 <u>災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたものに限る。）により緊急に必要となる事業、維持補修、工事等（その財源の全部又は一部が国または県から付与され、かつ、市独自の判断をする余地がないものに限る。）に関する歳入歳出予算の補正を行うこと。</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>1 1件100万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に規定する保険金額）以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。</p> <p>2 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要があるが生じ、かつ、市がその条例の改正を行うに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例の改正を行うこと。</p> <p>3 会計年度末における日切れ扱いの地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。</p> <p>4 会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金等の特定財源及び基金積立金等の増減に関する歳入歳出予算の補正並びに議決済みの地方債及び繰越明許費の補正を行うこと。</p>

6 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2項第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の感染拡大等に伴い、緊急に必要となる事業等（その財源の全部又は一部が国又は県から付与され、かつ、市独自の判断をする余地がないものに限る。）に関する歳入歳出予算の補正を行うこと。

7 解散、欠員等の事由に基づく緊急性のある選挙費に関する歳入歳出予算の補正を行うこと。